

南阿蘇村商工会

消費税軽減税率の講習会を開催します

【目的】

平成31年度10月1日から施行となる消費税率10%への引き上げに伴い、「軽減税率制度」が導入されます。

食料品小売業・飲食店だけでなく、免税事業者も含めて「すべての事業者」に影響がある本制度についてしっかりと理解し、業務上に対応すべきことを整理して、制度実施に対応するための情報を提供することを本講習会の目的としています。

【講習内容】

●日時

10月19日(金)

午後1時30分～4時30分

●場所

南阿蘇村商工会本所

(吉田1488・1)

●テーマ

「消費税転嫁対策のポイントと経過措置」

●講師

緒方幸雄税理士事務所

税理士 緒方幸雄

●受講対象者

小規模事業者

●受講料

無料

●受講定員

20人程度

【申込み】

●申込先

南阿蘇村商工会本所

TEL 0967(62) 9435

FAX 0967(62) 9462

●申込期限

10月12日(金)まで

詳しくは、村商工会までお問い合わせください。



玉名市商工会が南阿蘇村を視察

9月10日、玉名市商工会の役職員16人が村商工会へ来会され、熊本地震発生当時の状況やグループ補助金申請の支援などについて村商工会の岩下事務局長が説明を行いました。

その後、質疑応答形式で約45分間にわたって活発な意見交換が行われ、大変有意義な時間となりました。



南阿蘇消費者相談室 Vol.66

数年前に南阿蘇村でも同じ被害に遭われた高齢者の方がいましたが、電話をかけて予定を確認してから訪問し、電気治療器や健康食品を販売する事業者が、また現れてきました。報道が収まった頃に復活するのが事業者のやり方によります。事例を紹介します。

持病の話題に乗せられて？ 家庭用電気治療器具の訪問販売

「どこか体に悪いところはないか」という電話が突然あった。「腰が悪い」と伝えたところ、「もみ方の指導に行く」と言われ、数日後に男性が自宅にきた。電気治療器の体験をさせられ6時間も居座り、断り切れず38万で契約してしまつた。「1週間では効果がないので10日間使用するよう」と言われたが、クーリング・オフしたい。(80代 女性)

②電話がかかってきた時点で、商品の販売を目的としていないかを確認し、必要なければ、自宅への来訪をきっぱり断りましょう。

③契約書面が渡されていない場合や、不備のない正しい記載がされている契約書面を受け取った日から8日以内である場合等はクーリング・オフが出来るので、困った時は、すぐに南阿蘇消費者相談室(67・2244)にご相談ください。

ひとつと助言

①電話で健康に関する話題を持ちかけ、訪問した営業員が、高額な家庭用電気治療器具の購入を勧めるという販売方法です。商